

地方財政法施行令等の一部を改正する政令 参照条文

○	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）	1
○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後の地方財政法（昭和二十三年八月三十日法律第九号）（抄）	22
○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）新旧対照表	34
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	48
○	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）	50
○	地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令四百三三号）（抄）	52
○	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）	52
○	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（抄）	55
○	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号）（抄）	56
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）	58
○	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	58
○	財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）	60
○	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）	60
○	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（抄）	61
○	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（抄）	62
○	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（抄）	62
○	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（抄）	63
○	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）	63
○	過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）	64
○	地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）（抄）	66
○	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）	66

地方財政法施行令等の一部を改正する政令 参照条文

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この号及び次号において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

第三条 法第五条の三第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（地方債の協議において明らかにすべき事項）

一 地方債をもつてその経費の財源とする事業（次号において「起債対象事業」という。）に要する経費の総額

二 起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳

三 地方債の資金の借入先

四 当該協議に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額

五 当該協議に係る地方公共団体の決算の状況

六 その他参考となるべき事項

（公的資金の種類）

第四条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げるものとする。

一 財政融資資金

二 地方公共団体金融機構の資金

三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金

（議会への報告）

第五条 法第五条の三第五項に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないときとする。

（地方債計画等）

第六条 法第五条の三第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五条の三第六項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

二 法第五条の三第六項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

三 法第五条の三第六項に規定する地方債における地方債の資金に依じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

2 総務大臣は、法第五条の三第六項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 総務大臣は、法第五条の三第六項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

（地方債の許可手続）

第七条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。  
(起債許可団体の判定のための歳入及び歳出の算定方法)

第八条 法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計

二 第三十七条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち前号に規定する公営企業以外のものに係る特別会計

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計

2 法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額（以下この項において「標準財政規模の額」という。）に四十分の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

(起債許可団体の判定のための数値の算定に用いる地方債)

第九条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める地方債は、一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの（第十一条第二号において「一般会計等」という。）の歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。

(起債許可団体の判定のための数値の算定に用いない元利償還金)

第十条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める元利償還金は、次に掲げるものとする。

一 地方債の元金償還金のうち、償還期限を繰り上げて償還を行ったもの

二 地方債の元金償還金のうち、借換債（地方債の借換えのために要する経費の財源とするために起こした地方債をいう。）を財源として償還を行ったもので前号に掲げるもの以外のもの

三 満期一括償還地方債（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして起こした地方債のうち、総務省令で定めるものの以外をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）の元金償還金のうち、前二号に掲げるもの以外のもの（満期一括償還地方債の償還に必要な資金の額と減債基金（地方債の償還の財源に充てるため地方自治法第二百四十一条の規定により設

けられた基金をいう。次号において同じ。)に満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額との差額を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額に相当する部分を除く。)

四 地方債の利子の支払金のうち、減債基金の運用によつて生じた利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの(起債許可団体の判定のための数値の算定に用いる準元利償還金)

第十一条 法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 満期一括償還地方債について償還期間を三十年とする元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合における当該満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるもの

二 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰入金のうち、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合に対する負担金又は補助金のうち、当該地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

四 地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為に基づく支出のうち、法第五条各号に規定する経費の支出で総務省令で定めるもの及び利子補給に要する経費の支出

五 一時借入金の利子

(準元利償還金がある地方公共団体における実質公債費比率の算定方法の特例)

第十二条 前条第二号から第四号までに掲げる法第五条の四第一項第二号に規定する準元利償還金がある地方公共団体についての同号の規定の適用については、同号中「」との合算額」とあるのは「」及び同法の定めるところにより準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額(特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入準公債費の額」という。)との合算額」と、「から算入公債費の額」とあるのは「から算入公債費の額と算入準公債費の額との合算額」とする。

(標準的な規模の収入の額)

第十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 都 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税(以下「調整税」という。)並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合(以下「配分率」という。)を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

四 市町村(指定都市を除く。) 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百十条の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

(起債許可団体の判定のための数値)

第十四条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める数値は、百分の十八とする。

(地方公共団体の組合における起債の許可についての特例)

第十五条 地方公共団体の組合についての法第五条の四第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体が加入する地方公共団体の組合」とする。

2 前項の場合においては、法第五条の四第三項に規定する同条第一項各号に掲げる地方公共団体には、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号又は第二号の規定に該当する地方公共団体の組合が含まれるものとして、同条第三項の規定を適用する。

(地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任)

第十六条 当該年度の中途又は当該年度前三年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第五条の四第一項第一号及び第二号の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(起債許可団体の指定の手續)

第十七条 総務大臣は、法第五条の四第一項第四号から第六号までの規定による指定に關し必要があると認めるときは、地方公共団体の長に対し、地方公共団体の財務に關係のある資料その他の資料の提出を求めることができる。

2 総務大臣は、法第五条の四第一項第四号から第六号までの規定により地方公共団体を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体 当該地方公共団体の長

二 第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体 当該地方公共団体の長及び法第五条の三第一項又は第五条の四第一項若しくは第三項から第五項までの規定により当該地方公共団体の地方債の協議を受け又は許可をする都道府県知事

3 総務大臣は、法第五条の四第一項第四号から第六号までの規定により地方公共団体を指定したときは、その旨を告示するとともに、前項各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者に通知しなければならない。

(起債許可団体の指定の解除についての準用)

第十八条 前条第一項及び第三項の規定は、法第五条の四第二項の規定による解除について準用する。

(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る資金の不足額の算定方法)

第十九条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費(次号において「建設改良費」という。)に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費(次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。)の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う公営企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う公営企業にあつては零とする。

(地方公営企業法の規定を適用しない公営企業に係る資金の不足額の算定方法)

第二十条 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

2 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とする。

(都が課する税が標準税率未満である場合の特別区の地方債の許可手続)

第二十一条 法第五条の四第五項に規定する許可を受けようとする特別区は、事業区分ごとに申請書を作成し、都知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

2 都知事は、法第五条の四第五項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 総務大臣は、前項に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

4 総務大臣は、第二項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(決算未提出期間における赤字額等の算定方法の特例)

第二十二条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間(以下この条において「決算未提出期間」という。)における法第五条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」とする。

2 決算未提出期間における法第五条の四第一項第二号の規定の適用については、同号中「という。」の額」とあるのは「という。」の額の見込額」と、「特定の歳入に相当する金額」とあるのは「特定の歳入に相当する金額の見込額」とする。

3 地方公営企業法第三十条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の四第三項第一号の規定及び第十九条の規定の適用については、法第五条の四第三項第一号中「繰越欠損金がある」とあるのは「繰越欠損金が見込まれる」と、第十九条第一項第一号中「流動負債の額」とあるのは「流動負債の額の見込額」と、「起こすこととしているものの額」とあるのは「起こすこととしているものの額の見込額」と、同項第二号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同項第三号中「流動資産の額」とあるのは「流動資産の額の見込額」と、「収入された部分に相当する額」とあるのは「収入された部分に相当す



る額の見込額」と、同条第二項中「営業収益の額」とあるのは「営業収益の額の見込額」と、「受託工事収益の額」とあるのは「受託工事収益の額の見込額」とする。

4 決算未提出期間における第二十条の規定の適用については、同条第一項第一号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、同項第二号中「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」と、「収入されなかった部分に相当する額」とあるのは「収入されない部分に相当する額の見込額」と、同項第三号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同条第二項中「収入の額」とあるのは「収入の額の見込額」とする。

(様式の総務省令への委任)

第二十三条 第二条第二項の協議書並びに第七条第二項及び第二十一条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

(募集の方法による地方債証券の発行)

第二十四条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合には、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
  - 二 地方債証券の総額
  - 三 地方債証券の発行の目的
  - 四 地方債証券の券面金額
  - 五 地方債証券の申込期日及び払込期日
  - 六 地方債の利率
  - 七 地方債の償還の方法及び期限
  - 八 利息支払の方法及び期限
  - 九 地方債証券の発行の価額
  - 十 地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨
  - 十一 地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
  - 十二 地方債証券の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨
  - 十三 法第五条の七の規定による地方債であるときは、その事実及び各地方公共団体の負担部分
  - 十四 名義書換代理人を置いたときは、その氏名及び住所並びに営業所
- 2 地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証にその取得しようとする地方債証券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。

(地方債証券の引受けの場合の特則)

第二十五条 前条の規定は、契約により地方債証券の総額を引き受ける者がある場合においては、適用しない。地方債証券の募集の委託を受けた会社が自ら地方債証券の一部を引き受ける場合において、その一部についても、同様とする。

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

第二十六条 地方債証券の応募額が第二十四条第一項の地方債証券申込証に記載した地方債証券の総額に達しない場合においても、当該地方債証券を成立させる旨を同項の地方債証券申込証に記載したときは、その応募額をもつて当該地方債証券の総額とする。

(地方債証券の払込み及び発行)

第二十七条 地方公共団体は、地方債証券の募集が完了したときは、遅滞なく、各地方債証券につきその全額の払込みをさせなければならない。

2 地方公共団体は、前項の払込みがあつたときは、遅滞なく、地方債証券を発行しなければならない。

(売出しの方法による地方債証券の発行)

第二十八条 地方公共団体は、売出しの方法によつて地方債証券を発行する場合には、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 地方債証券の売出しの期間

三 地方債証券の売出しの価額

四 地方債証券の売出しを委託した会社があるときは、その商号

五 次条に規定する事項

(地方債証券の売上額がその総額に達しない場合の特則)

第二十九条 売出期間内に売り上げた地方債証券の総額が前条の規定により公告した地方債証券の総額に達しない場合には、その売上総額をもつて当該地方債証券の総額とする。

(振替地方債への準用等)

第三十条 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条及び前条の規定は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用がある地方債(以下この条、次条及び第三十四条第二項において「振替地方債」という。)を起す場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項第四号中「券面金額」とあるのは「金額」と、同項第十号中

「地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨」と、同条第二項中「数」とあるのは「数、第三十条第二項に規定する振替口座」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二十五条の規定の適用がある場合においては、振替地方債を引き受けようとする者は、その引受けの際に、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座(次項及び次条第二項において「振替口座」という。)を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

3 振替地方債の売出しに応じようとする者は、振替口座を当該振替地方債を起す地方公共団体に示さなければならない。  
(交付の方法による振替地方債の発行)

第三十一条 地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起す場合においては、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適

用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならない。

2 前項の場合において、振替地方債の交付を受けようとする者は、振替口座を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

(地方債証券の記載事項)

第三十二条 地方債証券には、次に掲げる事項を記載し、地方公共団体の長がこれに記名押印しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 地方債証券の番号

三 地方債証券の発行の年月日

(地方債証券の記名式と無記名式との間の転換)

第三十三条 地方公共団体は、地方債権者の請求があつたときは、その記名式の地方債証券を無記名式とし、又はその無記名式の地方債証券を記名式としなければならない。ただし、地方債証券を発行する場合においてあらかじめ記名式又は無記名式に限ることとしたときは、この限りでない。

(地方債証券原簿)

第三十四条 地方公共団体は、その事務所に地方債証券原簿を備えて置かなければならない。

2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 地方債証券又は振替地方債の発行の年月日

二 地方債証券又は振替地方債の数

三 地方債証券の番号

四 第二十四条第一項第二号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これらの規定を第三十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

五 振替地方債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨

六 元利金の支払に関する事項

3 地方公共団体は、地方債証券を記名式としたときは、前項に掲げる事項のほか、その地方債権者の氏名及び住所並びに取得の年月日を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 地方公共団体は、記名式の地方債証券が質権の目的となつた旨を質権設定者から通知を受けたときは、質権者の氏名及び住所を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

5 地方公共団体は、地方債証券原簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）をもつて作成することができる。

(地方債証券の利札が欠けている場合の特則)

第三十五条 地方公共団体は、無記名式の地方債証券を償還する場合において、まだ支払期日の到来していない利札で欠けているものがあるときは、これに相当する金額を償還額から控除するものとする。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、地方公共団体は、これに応じなければならない。

(国外地方債証券の特例)

第三十六条 国外地方債証券（本邦以外の地域において発行する地方債証券をいう。以下同じ。）の発行、国外地方債証券の記名式と無記名式との間の転換、国外地方債証券に関する帳簿並びに欠けている利札のある国外地方債証券の償還及び当該利札の所持人に対する支払については、第二十四条から前条までの規定にかかわらず、当該国外地方債証券の準拠法又は発行市場の慣習によることができる。

(公営企業)

第三十七条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

(剰余金の計算方法)

第三十八条 法第七条第一項の剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として繰次繰り越した金額を含む。以下同じ。）を控除して、これを計算する。

(公営企業に係る剰余金)

第三十九条 法第七条第三項の剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、次に掲げる金額の合計額を控除して、これを計算する。

- 一 当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額
- 二 固定資産の原価償却に充てるべき金額
- 三 議会の定めるところにより積み立てるべき金額

(国の負担金等の交付時期)

第四十条 国の負担金及び法第十六条の補助金は、毎年度四月、七月、十月及び一月の四回に分けて、前金払又は概算払により、これを交付するものとする。ただし、当該負担金又は補助金のうち、支払期日の特定した地方公共団体の債務に対するもの及び小額のものについては、概算払又は前金払によらないでこれを交付し、追加予算又は予備費支出によるもの及び災害その他臨時緊急の場合において交付するものについては、当該交付時期によらないで交付することができる。

2 前項の場合において、各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(国の負担金等を返還させる場合等の措置)

第四十一条 次に掲げる場合においては、国、地方公共団体又は総務大臣は、その理由、金額及び金額算定の基礎を記載した文書をもつて、当該命令又は請求をしなければならない。

一 法第二十五条第二項(法第三十条において準用する場合を含む。)の規定により、負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又は返還を命ずる場合

二 法第二十五条第三項(法第三十条において準用する場合を含む。)の規定により、負担金の全部又は一部を交付せず、又は返還を請求する場合

三 法第二十六条第一項の規定により、地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の一部の返還を命ずる場合

(都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業)

第四十二条 法第二十七条の二に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十二条及び第十三条の規定により、国土交通大臣又は都道府県が行う一般国道の新設、改築及び災害復旧に関する工事

二 次に掲げる都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道をいう。以下この号において同じ。)の新設、改築及び災害復旧に関する工事

イ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道

三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六条第一項の規定により国土交通大臣が施行する砂防工事

四 海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第六条第一項の規定により、主務大臣が都道府県知事である海岸管理者に代わつて施行する海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧に関する工事

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第四十三条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から、これを施行し、地方財政法施行の日（昭和二十三年七月七日）から、これを適用する。

(公営競技に係る納付金の納付)

第二条 法第三十二条の二の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村（特別区を含む。以下この条において「施行団体」という。）が地方公共団体金融機構（以下この条において「機構」という。）に納付すべき納付金の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額（施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（第四項において「一部事務組合等」という。）を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつてあん分して得た額。以下この条において「売上額」という。）の合計額から四十億円を控除した額（次項第七号において「控除後売上額」という。）に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から七千万円を控除した額（第四項において「調整後収益額」という。）から当該年度の公営競技の売上額の合計額に应じ第三項に定めるところにより算定した額を控除した額（以下この項において「納付限度額」という。）を超えるときは、機構に納付すべき納付金の額は、当該納付限度額とする。

一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第七条第一項及び第二項の勝馬投票券の売得金

二 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条第一項の車券の売上金

三 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条第一項の勝車投票券の売上金

四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十五条第一項の舟券の売上金

2 法第三十二条の二に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公営競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 昭和四十五年度から昭和五十年年度までの各年度 千分の五

二 昭和五十一年度 千分の七

三 昭和五十二年 千分の八

四 昭和五十三年から昭和六十一年度までの各年度 千分の十

五 昭和六十二年及び昭和六十三年 千分の十一

六 平成元年度から平成十七年度までの各年度 千分の十二

七 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度 次に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ次に定める率

イ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円以下の金額 千分の十一

ロ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円を超える金額 千分の十二

八 平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度 千分の十

3 第一項に規定する当該年度の公営競技の売上額の合計額に応じ算定した額とは、当該合計額（六百五十億円を超える部分を除く。）を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額に、更に当該年度の調整後収益率を乗じて得た額をいう。

- 一 二百五十億円以下の金額 十分の五
- 二 二百五十億円超三百五十億円以下の金額 十分の四
- 三 三百五十億円超四百五十億円以下の金額 十分の三
- 四 四百五十億円超五百五十億円以下の金額 十分の二
- 五 五百五十億円超六百五十億円以下の金額 十分の一

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公営競技の収益の額 施行団体の公営競技に係る会計の当該年度の支出のうち他の会計に繰り入れられた金額又は施行団体の公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等の当該年度の支出のうち当該一部事務組合等を組織する施行団体に配分された金額を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した金額をいう。

二 調整後収益率 調整後収益額の売上額の合計額に対する割合をいう。

三 収益配分率 施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等を組織して公営競技を行う場合において、当該一部事務組合等を組織する各施行団体に収益として配分されるべき金額の割合をいう。

5 施行団体は、各年度ごとに、第一項の規定により算定した納付金の額を翌年度の十一月三十日までに機構に納付するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、施行団体は、当分の間、同項の納付金の額を公営競技が行われた年度後三年度内の各年度に均等に分割して当該各年度の十一月三十日までに納付することができる。

（公営企業の廃止等に係る地方債の許可手続）

第三条 法第三十三条の五の七第二項の規定により、同項に規定する地方公共団体が同項に規定する地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
(地方債の許可等)

第四条 法第三十三条の七第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可をしようとする場合は、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、法第三十三条の七第四項に規定する許可に関し必要な事項は、総務省令・財務省令で定める。

4 総務大臣は、第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
(退職手当の財源に充てる地方債の許可手続)

第五条 法第三十三条の八第一項の規定により、地方公共団体が同項に規定する地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
(行政の簡素化等に関する計画に定めるべき事項等)

第六条 法第三十三条の九第一項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 第九条に規定する一般会計等の歳出の財源に充てるために起こした地方債の繰上償還を行おうとする場合 次に掲げる事項
  - イ 行政の簡素化及び効率化の基本方針
  - ロ 次に掲げる措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額
  - (1) 歳入の増加を図るための措置
  - (2) 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置
- ハ 財政状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値の見直し



二 イからハまでに掲げるもののほか、総務省令・財務省令で定める事項  
二 公営企業に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の繰上償還を行おうとする場合 当該公営企業に係る次に掲げる事項

イ 公営企業の経営の健全化の基本方針

ロ 次に掲げる措置及びこれに伴う収入又は支出の増減額

(1) 収入の増加を図るための措置

(2) 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の支出の削減を図るための措置

ハ 公営企業の経営の状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値の見直し

ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務省令・財務省令で定める事項

2 法第三十三条の九第一項に規定する行政の簡素化及び効率化に関し政令で定める事項を定めた計画（次項及び次条において「行政の簡素化等に関する計画」という。）の計画期間は、五年間とする。

3 法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出を行う地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第四条第一項に規定する財政健全化計画又は同法第八条第一項に規定する財政再生計画を定めている場合にはこれらの計画を第一項第一号及び第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、同法第二十三条第一項に規定する経営健全化計画を定めている場合には当該計画を第一項第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、それぞれみなして、法第三十三条の九第一項の規定を適用する。

（旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続）

第七条 法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出及び行政の簡素化等に関する計画の提出は、総務大臣及び財務大臣に対して行うものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、地方公共団体から提出された行政の簡素化等に関する計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該行政の簡素化等に関する計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が法第三十三条の九第一項に規定する旧簡易生命保険資金（次項において「旧簡易生命保険資金」という。）であるときは総務大臣は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対し、当該繰上償還に係る資金が同条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金（次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。）であるときは総務大臣及び財務大臣は地方公共団体金融機構に対し、それぞれ、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に際するよう要請するものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が法第三十三条の九第一項に規定する旧資金運用部資金である場合にあつては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧簡易生命保険資金である場合にあつては独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に、当該繰上

償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあっては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとする。  
(北海道に関する特例)

第八条 法第三十五条第一号の経費は、北海道の開発のために北海道が行う土地開発、土地改良、河川、道路、港湾、電力開発、農畜水産、森林、開拓移住者等に関する事業に要する経費で主務大臣が指定するものとする。

2 法第三十五条第二号の経費は、北海道が行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業（前項に掲げるものを除く。）、災害応急事業及び災害復旧事業に要する経費で主務大臣が指定するものとする。

3 前二項の場合において、主務大臣が指定をしようとするときは、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。  
(平成二十三年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第九条 平成二十三年度における第八条第二項の規定の適用については、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第二項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(平成二十四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)  
第十条 平成二十四年度における第八条第二項の規定の適用については、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第三項及び第十七条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(平成二十五年度及び平成二十六年年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)  
第十一条 平成二十五年年度及び平成二十六年年度における第八条第二項の規定の適用については、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条第三項及び第十八条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(平成二十七年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)  
第十二条 平成二十七年以後の各年度における第八条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十八条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)  
第十三条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」とと、  
「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額の合算額」とする。

2 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」とと、  
「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額の合算額」とする。

3 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」とと、  
「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項

の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

(平成二十年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十四条 平成二十年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)以下この条において「旧特例交付税法」という。)、附則第五条第二項の規定により読み替えられた旧特例交付税法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この号において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方道路譲与税」とあるのは「算定した児童手当特例交付金(旧特例交付税法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは、「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「当該地方道路譲与税」とあるのは「当該児童手当特例交付金、地方道路譲与税」と、同号ロ中「地方交付税法第十四条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「相当する額」とあるのは「相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替え後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付税法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付税法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」とあるのは、「地方道路譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、同条第五号中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十二年政令第四十六号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号)第二条第一項(同令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)」の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七条の四第一項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。)」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」とする。

(平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)  
第十五条 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条

の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付税法」という。)  
第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下この条において「暫定措置法」という。)  
第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(旧特例交付金法附則第五条第二項及び地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号。以下この条において「平成二十一年地方税法等改正法」という。)  
附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この号において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。)  
「同条」とあるのは「読み替え後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方揮発油譲与税」とあるのは「算定した児童手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「当該地方揮発油譲与税」とあるのは「当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、同号口中「地方交付税法第十四条」とあるのは「読み替え後の地方交付税法第十四条」と、「相当する額」とあるのは「相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読み替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読み替え後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額」と、「同条」とあるのは「読み替え後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定及び暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(平成二十一年地方税法等改正法附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。)  
「同条」とあるのは「読み替え後の地方交付税法第十四条」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読み替え後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百十條の十二第一項」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十二年政令第四十六号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号)第二条第二項(同令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)  
」の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令第二百十條の十二第一項(地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百号)附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)  
」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。)  
」と、「自動車重量譲与税」とある

のは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」と、「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」とする。

(平成二十二年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十六条 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)以下この号において「旧特例交付金法」という。)第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方揮発油譲与税」とあるのは「算定した児童手当及び子ども手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方揮発油譲与税」と、「当該地方揮発油譲与税」とあるのは「当該児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税」とあり、及び「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「同条第二号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十三年政令第八十六号)第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号)第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。)」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

(平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十七条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)以下この号において「特例交付金法」という。)」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)」と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方揮発油譲与税」とあるのは「算定した児童手当及び子ども手当特例交付金(特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方揮発油譲与税」と、「当該地方揮発油譲与税」とあるのは「当該児童

手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税」と、同号ロ中「地方交付税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、同条第七号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七條の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

（平成二十四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十八条 平成二十四年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七條の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第九條第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九條の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）」と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同号ロ中「地方交付税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号から第四号までの規定中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額（地方交付税法附則第七條の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）」とする。

（土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費）

第十九条 法第十条の四第八号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。

- 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条の規定による農地又は採草放牧地の権利の移動についての都道府県知事又は農業委員会の許可に要する経費
- 二 農地法第四条の規定による農地の転用についての都道府県知事の許可に要する経費
- 三 農地法第五条の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての都道府県知事の許可に要する経費

四 農地法第十八条の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての都道府県知事の許可に要する経費

五 農地法第五十条の規定による農業委員会の土地の状況等に関する報告に要する経費

(都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業の特例)

第二十条 法第二十七条の二に規定する事業で政令で定めるものは、第四十二条各号に掲げるもののほか、平成十八年三月三十一日までの間、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾に係る同条第七項に規定する港湾工事で、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号。以下この条において「廃止法」という。）による廃止前の新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第十七号）第十条若しくは廃止法による廃止前の工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四百十六号）第三条の規定により国土交通大臣が同意した新産業都市建設基本計画若しくは工業整備特別地域整備基本計画に基づき、国土交通大臣又は都道府県が行うものとする。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後の地方財政法（昭和二十三年八月三十日法律第九号）（抄）

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

(地方債の協議等)

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。
- 3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるものを除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。
  - 一 第一項の規定による協議をした地方債
  - 二 第六項の規定による届出をした地方債
  - 三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債
- 4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値
  - 二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額
  - 三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号に規定する連結実質赤字比率
  - 四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率
- 5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債



を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起し、若しくは起した当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるところのうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて地方債を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起し、若しくは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 前項の規定による届出をした地方公共団体が起す当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起し、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならない。この場合において、その超えることとなつた日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものを除き、なかつたものとみなす。

8 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができる。

9 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなるものと認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

10 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

11 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第

一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をすることがを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるもの並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

12 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず若しくは同条第六項の規定による届出をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起し又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 地方公営企業法第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又

は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するものうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないもの）とされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

#### （証券発行の方法による地方債）

第五条の五 地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出し又は交付の方法によることができる。

2 前項の証券は、割引の方法によつて発行することができる。

#### （会社法の準用）

第五条の六 会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十三条、第七百一条、第七百五条第一項から第三項まで及び第七百九条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「会社」とあるのは「地方公共団体」と、「社

債原簿管理人」とあるのは「地方債原簿管理人」と、「社債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債管理者」とあるのは「地方債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとする。

(地方債証券の共同発行)

第五条の七 証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

(政令への委任)

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(事務の区分)

第三十条の三 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務(都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。)、同条第六項の規定により処理することとされている事務(都道府県に対する届出に係るものに限る。)、同条第八項の規定により処理することとされている事務(同項に規定する同意に係るものに限る。)、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(地方税法等の改正に伴う地方債の特例)

第三十三条の五の四 地方公共団体は、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)の施行による地方税に係る各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当

該各年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(退職手当の財源に充てるための地方債の特例)

第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つている当該公社の借入金金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つている法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つている法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つている法人の借入

金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つて法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四

第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可等）

第三十三条の七 平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。

3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における第五条の三第九項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間（次項及び次条第一項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年までの間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、

同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第四百二条、第四百十條（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第四百四條、第四百一十條（都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。）、第二百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第三百三十三條、第四百一十條、第四百四十七條（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第四百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條から第二百九十五條まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。）、第二百五十三條、第五百五十五條（都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一條第一項の改正規定に限る。）、第五百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定に限る。）、第五百五十九條、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五條の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二條、第三十九條及び第五十四條の改正規定に限る。）、第六十三條、第六十六條、第六十七條、第六十七條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五條の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第六十五條及び第六十六條（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七條第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三條、第五十條、第七十二條第四項、第七十三條、第八十七條（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七條の二及び附則第十条の改正規定に限る。）、第九十一條（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三條、第三十四條の三第二項第五号及び第六十四條の改正規定に限る。）、第九十二條（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五條の改正規



定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百三十三條、第一百五十五条及び第一百十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第七条、第十条（構造改革特別区域法第十八條の改正規定に限る。）、第十四條（地方自治法第二百五十二條の十九、第二百六十條並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八號）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百號）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八號）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一號）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九號）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八號）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六號）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七號）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九號）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八號）の項の改正規定に限る。）、第十七條から第十九條まで、第二十二條（児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。）、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條（社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十七條、第三十八條（水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。）、第三十九條、第四十三條（職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。）、第五十一條（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。）、第五十四條（障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。）、第六十五條（農地法第三條第一項第九號、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。）、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條（道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。）、第一百一條（土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。）、第一百二條（道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四條の改正規定を除く。）、第一百七條、第八十八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。）、第一百十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。）、第一百十八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第二百一十一條（都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三十九條の三、第四十一條の二及び第四十二條の改正規定に限る。）、第二百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第二百二十八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三百一十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第四百四條及び第四百九條の二の改正規定に限る。）、第四百十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第四百十五條、第四百十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第四百十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第

第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百一十一条及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第二百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第五百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第五百五十七条、第五百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十九条、第七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第七十四条、第七十八条、第八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第三十条から第三十二条まで、第三十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第九十六条、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第七七条まで、第七十二条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

三 第十四条（地方自治法別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）の項の改正規定に限る。）、第二十二条（児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。）、第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る。）、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日

四 第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定に限る。）の規定及び附則第一百六条の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 附則第二百二十条の規定 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第

五十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日  
 六 第十四条(地方自治法別表第一地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項の改正規定に限る。)、第十五条及び第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。)、第十四条、第八十五条、第八十六条、第九十四条、第九十九条(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)附則第一条第二項ただし書の改正規定(「許可を得たもの」の下に「(発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたものうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものを含む。))を加える部分に限る。))に限る。))及び第二百二十三条第一項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十五条の規定による改正後の地方財政法の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度の地方債から適用し、当該年度の前年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後の地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(抄)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地方債の協議等)            第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなればならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体(実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で</p>	<p>(地方債の協議等)            第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなればならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

定める数値を超えるものを除く。)であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額(第七項において「協議不要基準額」という。)を超えないもの(第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。)は、政令で定める公的資金(以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。)以外の資金をもつて地方債を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起さそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合(第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。)は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

一 第一項の規定による協議をした地方債

二 第六項の規定による届出をした地方債

三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金(政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところによ

(新設)

り算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号に規定する連結実質赤字比率

四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又

（新設）

は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて地方債を起し、又は公的資金以外の資金をもつて起そうとし、若しくは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 前項の規定による届出をした地方公共団体が起す当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起し、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならぬ。この場合において、その超えることとなつた日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものを除き、なかつたものとみなす。

8 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に

(新設)

(新設)

3 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に

係る 公的資金を借り入れることができる。

9| 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法 第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

10| 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならぬ。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

11| 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第十三条第一項に規定する許可をどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受け

たならば同意をすることとなる）と認められるもの並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するもの

係る政令で定める公的資金を借り入れることができる。

4| 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債

は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

5| 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならぬ。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

6| 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（

次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するもの

とする。

12| 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

とする。

7| 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

一 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額が、政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要



- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体</p> <p>四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの</p> <p>五 前条第一項の規定による協議をせず若しくは同条第六項の規定による届出をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起こし又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの</p> <p>六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの</p> <p>2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。</p> <p>3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の</p> | <p>額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体</p> <p>三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体</p> <p>四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの</p> <p>五 前条第一項の規定による協議をせず<br/>又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起こし又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの</p> <p>六 前条第一項の規定による協議をし、<br/>又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの</p> <p>2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。</p> <p>3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

#### 一 地方公営企業法

#### 第二

条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（

方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議  
をすることを要しない。

#### 一 地方公営企業法

#### （昭和二十七年法律第二百九十二号）第二

条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議  
をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（

第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならぬものとされるものを除く。は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)

第三十条の三 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならぬものとされるものを除く。は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から第五項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第三項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)

第三十条の三 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除

附 則

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除

する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つて  
いる法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号に  
おいて同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行  
つている法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手  
続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号  
において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続  
その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この  
号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金につい  
て損失補償を行つている法人の借入金について当該解散又は  
事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との  
損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に  
要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共  
団体が貸付金の貸付けを行つている法人に対する当該地方公  
共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されな  
いこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借  
換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を  
含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法  
を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並び  
に第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところ  
により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなら  
ない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合にっ  
いては、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとする  
ときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第  
一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、

第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率

する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つて  
いる法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号に  
おいて同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行  
つている法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手  
続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号  
において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続  
その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この  
号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金につい  
て損失補償を行つている法人の借入金について当該解散又は  
事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との  
損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に  
要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共  
団体が貸付金の貸付けを行つている法人に対する当該地方公  
共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されな  
いこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借  
換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を  
含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法  
を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第五條の四  
第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところ  
により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなら  
ない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合にっ  
いては、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとする  
ときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第  
一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、

実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第

及び同項第四

号に規定する将来負担比率の将来の

見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可等）

第三十三条の七 平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。

3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を

二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。）及び将来負担

比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。）の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第三項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可等）

第三十三条の七 平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。

3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を

起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における第五条の三第九項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間（次項及び次条第一項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、

起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における第五条の三第四項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間（次項及び次条第一項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、

政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年までの間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三

政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、

「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年までの間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、



条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三條の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

## ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと思われるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

④ 市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと思われるものを処理するものとする。

⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。  
一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上

欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することができるとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができると特に配慮しなければならない。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第百十三條 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければならない。但し、第百七條の規定による除外のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

#### (決算)

第百三十三條 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な

6 施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。  
普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 略

○ 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(決算)

第三十条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするにあつては、地方公営企業の運営が第三条の規定の趣旨に従つてされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第四項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第二項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令四百三号）（抄）

（資産）

第十四条 地方公営企業の資産は、固定資産、流動資産及び繰延勘定に区分する。

（資本及び負債）

第十五条 地方公営企業においては、前条に規定する資産の金額から負債（建設又は改良に要する資金に充てるために発行する企業債を除く。以下本条において同じ。）の金額を控除した額をもつて資本とし、欠損金の処理のための企業債及びその他の負債をもつて負債とする。

2 資本は資本金及び剰余金に、資本金は自己資本金及び借入資本金に、剰余金は資本剰余金及び利益剰余金に区分する。  
3 負債は、固定負債及び流動負債に区分する。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実質赤字比率 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。）の当該年度の前年度の歳入（一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「一般会計等」という。）に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）が歳出（一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「実質赤字額」という。）を当該年度の前年度の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値
- イ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計
- ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（次号において「法非適用企業」という。）に係る特別会計
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定める特別会計

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と同項第二号に規定する準元利償還金（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号及び次号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十四条に規定する債務負担行為（へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出予定額（地方財政法第五条各号に規定する経費その他の

の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。）

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員（地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又はロからへまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額

ヌ イに規定する地方債の償還額又はロから二までに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計等からの繰入れ又はニに規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数

値をいう。

(地方債の起債の許可)

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の第三第一項の規定による協議をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## ○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（抄）

(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの(公立学校施設災害復旧費用庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。)(の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの(以下この項において「被災市町村」という。)が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの、の事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内(被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内)で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。



- 3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。
- 4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（抄）

（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）

第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。

- 一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上二百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校施設に係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費用負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の合計額が限度額（都道府県及び指定都市にあつては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあつては四百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては二百五十万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円とする。以下同じ。）を超える地方公共団体

イ 公共土木施設災害復旧事業費用負担法第七条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ 公立学校施設災害復旧費用負担法第三条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ 暫定措置法第三条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

二 法第二十四条第一項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に關し発行について同意又は許可を得た当該地方債の額が限度額を超える地方公共団体（前号に該当する地方公共団体を除く。）

三 法第二十四条第一項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に關し発行について同意又は許可を得た当該地方債の額が限度額を超える地方公共団体（前二号に該当する地方公共団体を除く。）

2 前項の地域は、総務大臣が告示する。

(農地等の小災害債の対象となる事業の施行市町村)

第四十四条 法第二十四条第二項の政令で定める市町村は、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該市町村の区域内で施行される農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で暫定措置法第三条の規定によりその事業費を国が補助するもの及び同法第二条第六項に規定する災害復旧事業(同条第七項に規定する災害復旧事業とみなされるものを含む。)に相当する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの(以下「農林業施設小災害復旧事業」という。)の事業費の合計額が八百万円を超える市町村であつて、当該激甚災害のため市町村が施行する農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため、法第二十四条第二項に規定する額の範囲内で発行について同意又は許可を得た地方債の合計額が限度額を超えるものとする。

2 前項の市町村は、総務大臣が告示する。

(特に被害の著しい地域及びその地域における農地等の小災害債の起債割合等)

第四十五条 法第二十四条第二項に規定する特に被害の著しい地域とされる地域は、同項の規定を農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第十四条第一項第一号に掲げる地域とし、法第二十四条第二項の規定を林道に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第十四条第一項第二号に掲げる地域とする。

2 前項の地域は、総務大臣が告示する。

3 法第二十四条第二項の政令で定める部分は、第一項の地域において施行される農地、農業用施設又は林道に係るそれぞれの農林業施設小災害復旧事業の事業費のうち五分の三に相当する部分とし、同項の政令で定める率は百分の九十とする。

(地方債の利息の定率及び償還方法)

第四十七条 法第二十四条第一項及び第二項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法(昭和二十二年法律第九号)第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。

2 法第二十四条第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚じん災害が発生した年の四月一日の属する会計年度の翌年度以降十年以内の年賦(うち二年以内の据置期間を含む。)によるものとし、同条第二項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚じん災害が発生した年の四月一日の属する会計年度の翌年度以降四年以内の年賦(うち一年以内の据置期間を含む。)によるものとする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。
- 2 平成十七年度までの間における第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第四十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「発行について同意又は許可を得た」とあるのは、「発行が許可された」とする。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
  - 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
  - 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
  - 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
  - 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
  - 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
  - 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（地方債課の所掌事務）

- 第五十九条 地方債課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方債に関する制度の企画及び立案に関すること。
  - 二 地方債の発行の協議及び許可に関すること（公営企業課の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること（公営企業課の所掌に属するものを除く。）。
  - 四 同意又は許可に係る地方債の予定額の総額等に関する書類の作成に関すること。
  - 五 地方債の発行の協議及び許可に関する事務の総括その他地方債に関する事務の処理に関すること。

- 六 地方公共団体の財政資金の調達に関するあっせん、助言その他の協力に関すること。
- 七 当せん金付証券に関すること。
- 八 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。
- 九 地方公共団体が行う公営競技の経営に対する技術的助言に関すること。
- 十 地方公共団体金融機構の組織及び運営一般に関すること。

(公営企業課の所掌事務)

第六十条 公営企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公営企業(地方公共団体の経営する企業をいう。以下同じ。)に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 公営企業に係る地方債の発行の協議及び許可に関すること。
- 三 公営企業に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。
- 四 公営企業の経営に関するあっせん、調停及び勧告に関すること。
- 五 公営企業の経営の健全化に関すること。
- 六 公営企業の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関すること。
- 七 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検査で公営企業に係るものに関すること。
- 八 地方公共団体の財務に係る事務のうちその出資又は拠出に係る法人に関するものについての地方債の発行の協議及び許可、地方債の発行の同意及び許可に関する基準並びに資料の提出の要求及び助言に関すること。
- 九 公営企業に関する統計に関すること。
- 十 公営企業型地方独立行政法人に関すること。

附 則

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

- 一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第五条の規定に係る地方債の発行の協議及び許可に関すること。
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第五条の規定に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。
- 三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の規定による地方公共団体の寄附金等の支出の制限に関すること。

2 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島が返還された日の属する年度の三月三十一日までの間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の規定による特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率の算定及び通知に関する事務をつかさどる。

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び許可に関すること。

二 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。

三 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に関すること。

4 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務、第二項に規定する事務並びに前項各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十二年法律第十四号)附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の規定による国の財政上の特別措置に関する事務をつかさどる。

## ○ 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)(抄)

(計画官の職務)

第五十五条 計画官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 財政投融资計画の作成及び執行に関すること。

二 国の特別会計、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対する財政融資資金の運用及び財政投融资特別会計の投資勘定の投資に関すること。

三 地方債の発行の協議における同意及びその発行の許可についての協議に関すること。

四 地方債の発行の同意及び許可に関する基準についての協議に関すること。

五 同意又は許可に係る地方債の予定額の総額等に関する書類の作成についての協議に関すること。

六 地方債その他地方財政に関する調査及び研究に関すること。

## ○ 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)(抄)

(信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用)

第十六条 法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第五号に掲げる事業に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等(信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。)を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(中略)

2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業(次項において「社債募集の受託等事業」という。)に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第百六十七号)第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券(信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。))をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 社債募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、信用協同組合等を同法第二条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

## ○ 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第百七十一号)(抄)

(信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用)

第一条 農業協同組合法(以下「法」という。)第十条第七項第四号の事業に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(中略)

2 法第十条第七項第五号及び第六号の事業に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第百六十七号)第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券(主務省令で定めるものに限る。))をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組合を

これらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

- 3 法第十条第七項第五号及び第六号の事業に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、組合を同法第二条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。

#### ○ 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)(抄)

(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)

- 第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。  
(中略)

- 2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第百六十七号)第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券(信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。))をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

- 3 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、金庫を同法第二条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

#### ○ 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)(抄)

(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)

- 第三条の二 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の二第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合にお

いて、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(中略)

2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第二十条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、労働金庫連合会を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

### ○ 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)(抄)

(債券の募集等に関する法令の適用)

第六条 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第二十条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、農林中央金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、農林中央金庫を同法第二条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。

3 法第五十四条第七項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五十条の二の規定の適用については、農林中央金庫を同法第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

### ○ 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄)



(一般会計とみなされる特別会計の範囲等)

第七十二条 法第六十条第一項ただし書に規定する政令で定める特別会計は、専ら当該特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十五条(相互に関連する事務の共同処理)の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の二第一項(第二百八十五条の一部事務組合に関する特則)の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

一 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第三十七条各号(公営企業)に掲げる事業その他法令においてその事業に係る収入及び支出を経理する特別会計を設けることが義務付けられている事業

二 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第三項(この法律の適用を受ける企業の範囲)の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している同項の企業に係る事業

三 対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業(前二号に掲げる事業を除く。)

四 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)に基づく地方競馬、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)に基づく自転車競走、小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)に基づく小型自動車競走及びモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)に基づくモーターボート競走の事業

3 地方自治法第一条の三第三項(地方公共団体の種類)の地方公共団体の組合が一般会計を設けて行う前項第三号及び第四号の事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の特別会計を設けて行う事業とみなす。

## ○ 過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)(抄)

(地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの)

第六条 法第十二条第一項の地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人

二 出資金額の四分の三以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人

2 法第十二条第一項第一号の政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道は、次に掲げるものとする。

一 集落と集落又は集落と公共施設を結ぶ市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。)、農道、林道及び漁港関連道

- 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設を結ぶ市町村道
  - 三 おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道
  - 四 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十ヘクタール以上の林道
- 3 法第十二条第一項第三号の地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とする。
  - 4 法第十二条第一項第十六号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第六条第一項の市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地(移転跡地を含む。)及び公共用地並びに住宅(附帯設備を含む。)とする。
  - 5 法第十二条第一項第十七号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの(地方財政法施行令第三十七条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。)とする。
    - 一 太陽光を電気に変換するための施設又は設備
    - 二 風力を発電に利用するための施設又は設備
    - 三 水力を発電に利用するための施設又は設備
    - 四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
    - 五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
    - 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
  - 七 バイオマス(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百一十一号)第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。)又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
  - 八 バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備
- 6 法第十二条第一項第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
    - 一 林業用として継続的な使用に供される作業路
    - 二 農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設
    - 三 商店街振興のために必要な共同利用施設
    - 四 住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。)及び渡船施設
    - 五 除雪機械
    - 六 簡易水道施設
    - 七 市町村保健センター及び母子健康センター
    - 八 市町村立の幼稚園

九 公立の小学校又は中学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備  
十 小規模な公立の中等教育学校の前期課程の校舎で構造上危険な状態にあるため改築を要するもの（当該改築に係る建築計画が教育の充実を図るため必要な教室の構造の整備に関する事項を含むものに限る。）

○ 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）（抄）

（所掌事務）

第一条 地方財政審議会（以下「審議会」という。）は、総務省設置法第九条に規定するもののほか、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第五項、第七条第五項及び第二十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第二百五十二号）第二十二條の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）

（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）

第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額
- イ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額（以下この条及び次条において「流動負債の額」という。）から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（以下この条及び次条において「建設改良費」という。）に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額
- ロ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十九条第一項第二号に掲げる額
- ハ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額（以下この条及び次条において「流動資産の額」という。）から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額
- ニ 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超え

る額

イ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額、同日における土地の売払代金としての前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 地方財政法施行令第十九条第二号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額(販売を目的として所有する土地(売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。))を売却した場合に見込まれる収入の額として総務省令で定めるところにより算定した額(以下この条及び次条において「土地収入見込額」という。))が当該土地の帳簿価額に満たない場合における当該満たない部分の金額及び販売を目的として所有する土地であって売買契約の申込みの勧誘を行っていないものの帳簿価額の合算額をいう。次条において同じ。)及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ニ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込額

2 前項の規定により算定した資金の不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等(建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。)(の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えていることその他これに準ずる事由として総務省令で定める事由により生じているものであると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、法第二条第二号ロに規

定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、同項の規定により算定した額から、これらの事由により生じている資金の不足額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額の算定方法)

第四条 法第二条第二号二に規定する政令で定めるところにより算定した資金の剰余額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロからホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額、同日における土地の売払代金としての前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

ニ 販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費として総務省令で定める経費(以下この号及び第四号において「土地造成等経費」という。)の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度の末日における現在高

ホ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の当該年度の前年度の末日における現在高

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ロ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ハ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ロ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ニ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ホ 土地造成等経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度の末日における現在高

ヘ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金(当該年度の前年度の末日における現在高)

(早期健全化基準)

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次条第一号イに定める数値に四十分の一を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

ロ 道府県 八十分の三

ハ 市町村及び特別区 五十分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第二項の規定により算定した額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に二十分の一を加えて得た数値

ロ 道府県 八十分の七

ハ 市町村及び特別区 前号ハに定める数値に二十分の一を加えて得た数値

三 実質公債費比率 百分の二十五

四 将来負担比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都道府県及び指定都市 百分の四百

ロ 指定都市を除く市町村及び特別区 百分の三百五十

(財政再生基準)

第八条 法第二条第六号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次に掲げる額の合算額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

(1) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号イに掲げる額に相当する額に二十分の一を乗じて得た額

(2) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号ロに掲げる額に相当する額に五分の一を乗じて得た額

ロ 道府県 二十分の一

ハ 市町村及び特別区 五分の一

二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に十分の一を加えて得た数値

ロ 道府県 二十分の一

ハ 市町村及び特別区 十分の一

三 実質公債費比率 百分の三十五

附 則

(平成二十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第六条 平成二十三年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第九条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ(ニ)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条第二項及び第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(ロ)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第七条 平成二十四年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ(ニ)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条第三項及び第十七条の規定により読み替えられた同

令第十三条第一号イ」と、同号イ(㉟)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十五年度及び平成二十六年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第八条 平成二十五年度及び平成二十六年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ(㉞)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条第三項及び第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(㉟)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十七年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第九条 平成二十七年以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第八条第二項」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二条の規定により読み替えられた同令第八条第二項」と、第八条第一号イ(㉞)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(㉟)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。